

**【調整控除】**

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の人

- 次の①と②のいずれか小さい額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額
- ①下表の控除の種類欄に掲げる適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合計した金額
- ②合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円超2,500万円以下の人

- 次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額
- ①下表の控除の種類欄に掲げる適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合計した金額
- ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額
- ※合計所得金額が2,500万円超えの場合、適用なし

**【所得税と市県民税の人的控除の差額】**

| 控 除 の 種 類          |     | 差 額                | 控 除 の 種 類          |                   | 差 額              |              |            |
|--------------------|-----|--------------------|--------------------|-------------------|------------------|--------------|------------|
| 障害者控除              | 普 通 | 1万円                | 扶養控除               | 一 般               | 5万円              |              |            |
|                    | 特 別 | 10万円               |                    | 特 定               | 18万円             |              |            |
| 同居特別障害者加算          |     | 22万円               |                    | 老 人               | 10万円             |              |            |
| ひとり親控除             | 父 親 | 1万円                |                    | 同 居 老 親           | 13万円             |              |            |
|                    | 母 親 | 5万円                | 勤 労 学 生 控 除        |                   | 1万円              |              |            |
| 寡 婦 控 除            |     | 1万円                | 配 偶 者 特 別 控 除      | 配 偶 者 の 合 計 所 得 額 | 900万円以下(*)       | 5万円          |            |
| 配偶者控除              | 一般  | 900万円超950万円以下(*)   |                    |                   | 4万円              |              |            |
|                    |     | 950万円超1,000万円以下(*) |                    |                   | 2万円              |              |            |
|                    |     | 900万円以下(*)         |                    |                   | 10万円             |              |            |
|                    | 老人  | 900万円超950万円以下(*)   |                    |                   | 6万円              | 50万円以上55万円未満 | 900万円以下(*) |
| 950万円超1,000万円以下(*) |     | 3万円                |                    |                   | 900万円超950万円以下(*) | 2万円          |            |
|                    |     |                    | 950万円超1,000万円以下(*) | 1万円               |                  |              |            |
|                    |     |                    | 基 礎 控 除            |                   | 5万円              |              |            |

\*納税義務者の合計所得金額

**【配当控除】**

| 種 類         | 課税所得金額         | 1,000万円以下の部分 |      | 1,000万円超の部分 |       |
|-------------|----------------|--------------|------|-------------|-------|
|             |                | 市民税          | 県民税  | 市民税         | 県民税   |
| 利 益 の 配 当 等 |                | 1.6%         | 1.2% | 0.8%        | 0.6%  |
| 証券投資信託等     | 一般外貨建等証券投資信託以外 | 0.8%         | 0.6% | 0.4%        | 0.3%  |
|             | 一般外貨建等証券投資信託   | 0.4%         | 0.3% | 0.2%        | 0.15% |

**【配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除】**

| 区 分             | 市 民 税 | 県 民 税 |
|-----------------|-------|-------|
| 配当割額又は株式等譲渡所得割額 | 3/5   | 2/5   |

**●主な税制改正について●**

令和5年度(令和4年1月1日から令和4年12月31日の間に得た収入)の個人住民税から適用される改正点は次のとおりです。

**①住宅ローン控除の見直し**

住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年12月31日までの入居者についても対象となりました。控除期間は、新築等の認定住宅等については令和4年から7年に入居したときは13年、認定住宅等以外の新築等の住宅については令和4・5年入居の場合は13年、令和6・7年入居の場合は10年となり、既存住宅(建築後使用されたことがあるもの、あるいは使用後に宅地建物取引業者による増改築等が行われていないもの)については、令和4年から7年に入居の場合は10年となります。また、控除率も「年末ローンの残高の1%」から「年末ローンの残高の0.7%」に変更になりました。なお、控除額は、延長された控除期間について所得税から控除しきれなかった額を控除し、控除限度額は、所得税の課税総所得金額等の100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)となります。※ただし、特別特例取得及び特例特別特例取得(新型コロナウイルス感染症特例法)の場合は、既存の控除限度額が適用されます。

**②民法改正に伴う、未成年者の個人住民税非課税範囲の変更**

令和4年4月1日より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたため、個人住民税非課税判定における未成年者の範囲が「賦課期日時点で20歳未満」から「賦課期日時点で18歳未満」に変更されました。

# 市民税・県民税のしおり

日頃より、当市の税務行政につきまして、ご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。この度、令和5年度の市民税・県民税が別紙通知書のとおりとなりましたのでお知らせします。

**●市民税・県民税の徴収方法●**

以下の3種類の方法で徴収いたします。

**★普通徴収**

納付書が同封されている人・・・金融機関やコンビニエンスストア、市役所の窓口で納めてください。「地方税統一QRコード」または「eL番号」を利用して各種スマホアプリ決済納付や、地方税お支払いサイトでクレジット決済納付も可能です。詳しくは同封の「市税の納付のご案内」をご覧ください。ご不明な点は納税課・管理係(電話:054-643-3332(直通))までお問合せください。

口座振替の人……………指定された金融機関の預貯金口座から引き落としいたします。(引落口座の変更を希望する人は、金融機関窓口にご相談ください。)

※給与からの特別徴収(差し引き)を希望される人は事業所の給与担当者にご相談ください。

**★給与からの特別徴収(差し引き)**

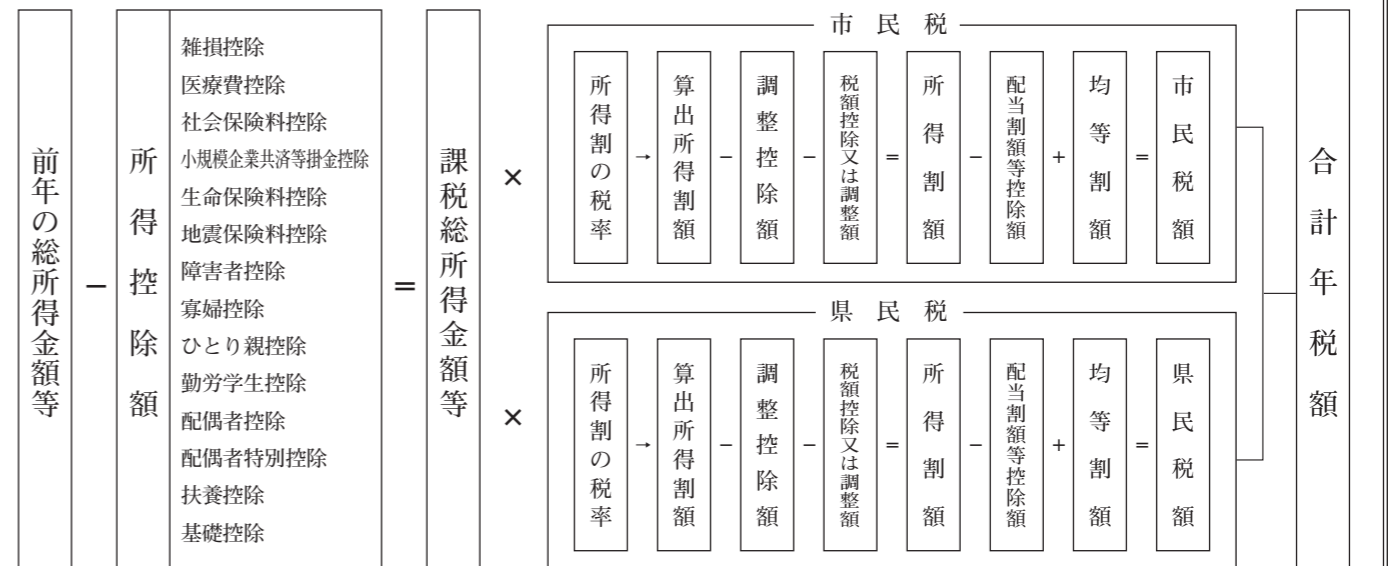
毎月の給与から特別徴収(差し引き)されることとなります。令和5年度の特別徴収は、令和5年6月～令和6年5月までの給与から差し引きされます。

**★公的年金からの特別徴収(差し引き)**

受給している公的年金から特別徴収(差し引き)されることとなります。詳しくは、別紙通知書の裏面「公的年金からの特別徴収(差し引き)制度について」をご覧ください。

**●税額の計算方法●**

令和5年度の市民税・県民税は前年中の所得を基礎として次の方法により計算したものです。



担当 藤枝市役所 財政経営部課税課市民税係  
 電話:054-643-3187 FAX:054-643-3125  
お問合せの際は、お手元に税額決定通知書又は、税額変更通知書をご用意ください。

## ●非課税の範囲●

(1)「均等割」「所得割」とともに課税されない方

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方(賦課期日である令和5年1月1日現在)
- ・障害者、未成年者18歳未満、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下である方
- ・前年の合計所得金額が、次の計算で求めた金額以下である方
  - ①同一生計配偶者または扶養親族がいる場合  
28万円×(1+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+26.8万円
  - ②同一生計配偶者または扶養親族がいない場合  
38万円

(2)「所得割」が課税されない方

- ・前年の総所得金額等が、次の計算で求めた金額以下である方
  - ①同一生計配偶者または扶養親族がいる場合  
35万円×(1+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+42万円
  - ②同一生計配偶者または扶養親族がいない場合  
45万円

## ●主な所得金額の計算方法●

### ○給与所得の速算表

| 給与等の収入金額               | 給与所得の金額                                    |                        |
|------------------------|--|------------------------|
| 550,999円まで             | 0円   |                        |
| 551,000円から1,618,999円   | 「給与等の収入金額－550,000円」で求めた金額                  |                        |
| 1,619,000円から1,619,999円 | 1,069,000円                                 |                        |
| 1,620,000円から1,621,999円 | 1,070,000円                                 |                        |
| 1,622,000円から1,623,999円 | 1,072,000円                                 |                        |
| 1,624,000円から1,627,999円 | 1,074,000円                                 |                        |
| 1,628,000円から1,799,999円 | 給与等の収入金額を「4」で割って<br>千円未満を切り捨てる<br>(算出金額:A) | 「A×2.4+100,000円」で求めた金額 |
| 1,800,000円から3,599,999円 |  | 「A×2.8－80,000円」で求めた金額  |
| 3,600,000円から6,599,999円 |  | 「A×3.2－440,000円」で求めた金額 |
| 6,600,000円から8,499,999円 | 「給与等の収入金額×0.9－1,100,000円」で求めた金額            |                        |
| 8,500,000円以上           | 「給与等の収入金額－1,950,000円」で求めた金額                |                        |

### ○公的年金等に係る雑所得の速算表

| 年齢区分  | 公的年金等の収入金額(A)    | 公的年金等雑所得の金額            |                            |                 |
|-------|------------------|------------------------|----------------------------|-----------------|
|       |                  | 公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額 |                            |                 |
|       |                  | 1,000万円以下の場合           | 1,000万円を超え<br>2,000万円以下の場合 | 2,000万円を超える場合   |
| 65歳未満 | 130万円未満          | (A)－60万円               | (A)－50万円                   | (A)－40万円        |
|       | 130万円以上410万円未満   | (A)×75%－27万5千円         | (A)×75%－17万5千円             | (A)×75%－7万5千円   |
|       | 410万円以上770万円未満   | (A)×85%－68万5千円         | (A)×85%－58万5千円             | (A)×85%－48万5千円  |
|       | 770万円以上1,000万円未満 | (A)×95%－145万5千円        | (A)×95%－135万5千円            | (A)×95%－125万5千円 |
|       | 1,000万円以上        | (A)－195万5千円            | (A)－185万5千円                | (A)－175万5千円     |
| 65歳以上 | 330万円未満          | (A)－110万円              | (A)－100万円                  | (A)－90万円        |
|       | 330万円以上410万円未満   | (A)×75%－27万5千円         | (A)×75%－17万5千円             | (A)×75%－7万5千円   |
|       | 410万円以上770万円未満   | (A)×85%－68万5千円         | (A)×85%－58万5千円             | (A)×85%－48万5千円  |
|       | 770万円以上1,000万円未満 | (A)×95%－145万5千円        | (A)×95%－135万5千円            | (A)×95%－125万5千円 |
|       | 1,000万円以上        | (A)－195万5千円            | (A)－185万5千円                | (A)－175万5千円     |

### ○所得金額調整控除

以下に該当する場合は、給与所得金額から所得金額調整控除額が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の①～③のいずれかに該当する場合

- ①本人が特別障害者に該当する
- ②年齢が23歳未満の扶養親族を有する
- ③特別障害者に該当する同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する  
所得金額調整控除額＝{給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円}×10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、両方の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝{給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)}－10万円

## ●所得控除の内訳●

| 種類                   | 内 容  |                                       |               |               |                 |
|----------------------|--|---------------------------------------|---------------|---------------|-----------------|
| 雑 損                  | 災害、盗難又は横領により住宅や家財などに損害を受けたとき<br>(損失額－保険金等による補てん額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか多い方の金額   |                                       |               |               |                 |
| 医 療 費                | ・医療費控除 (支払った医療費－保険金等による補てん額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)<br>・セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) 特定一般用医薬品等の購入代－1万2千円(限度額8万8千円)   |                                       |               |               |                 |
| 社会保険料・<br>小規模企業共済等掛金 | 支払保険料全額  |                                       |               |               |                 |
| 生 命 保 険 料            | 合計適用限度額 70,000円<br>①新生命保険料・新個人年金保険料・介護医療保険料<br>12,000円以下…全額 12,001円～32,000円…×1/2 +6,000円<br>32,001円～56,000円…×1/4 +14,000円 56,001円以上…一律28,000円<br>②旧生命保険料・旧個人年金保険料<br>15,000円以下…全額 15,001円～40,000円…×1/2 +7,500円<br>40,001円～70,000円…×1/4 +17,500円 70,001円以上…一律35,000円<br>一般生命保険料又は個人年金保険料において、新契約及び旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、適用限度額は28,000円 |                                       |               |               |                 |
| 地 震 保 険 料            | 合計適用限度額 25,000円<br>①地震保険料 50,000円以下…支払金額の1/2 50,001円以上…一律25,000円<br>②旧長期損害保険料 5,000円以下…全額 5,001円～15,000円…×1/2 +2,500円 15,001円以上…一律10,000円  |                                       |               |               |                 |
| 障 害 者                | 普通障害者…260,000円   | 特別障害者…300,000円                        | 同居加算…230,000円 |               |                 |
| 勤労学生・寡婦              | 260,000円   |                                       |               |               |                 |
| ひ と り 親              | 300,000円   |                                       |               |               |                 |
| 配偶者の合計所得金額           |  |                                       | 納税義務者の合計所得金額  |               |                 |
| 配 偶 者                | 一 般  | 48万円以下                                | 900万円以下       | 900万円超950万円以下 | 950万円超1,000万円以下 |
|                      | 老 人  |                                       | 33万円          | 22万円          | 11万円            |
| 配 偶 者 別 特 別          | 48万円超100万円以下   |                                       | 33万円          | 22万円          | 11万円            |
|                      | 100万円超105万円以下  |                                       | 31万円          | 21万円          | 11万円            |
|                      | 105万円超110万円以下  |                                       | 26万円          | 18万円          | 9万円             |
|                      | 110万円超115万円以下  |                                       | 21万円          | 14万円          | 7万円             |
|                      | 115万円超120万円以下  |                                       | 16万円          | 11万円          | 6万円             |
|                      | 120万円超125万円以下  |                                       | 11万円          | 8万円           | 4万円             |
|                      | 125万円超130万円以下  |                                       | 6万円           | 4万円           | 2万円             |
|                      | 130万円超133万円以下  |                                       | 3万円           | 2万円           | 1万円             |
|                      | 133万円超   |                                       | なし            | なし            | なし              |
| 扶 養                  | 一般…330,000円(※16歳未満を除く)<br>特定…450,000円(※19歳以上23歳未満)   | 老人…380,000円(※70歳以上)<br>同居老親等…450,000円 |               |               |                 |
| 基 礎                  | 合計所得金額   |                                       | 基礎控除額         |               |                 |
|                      | 2,400万円以下  |                                       | 43万円          |               |                 |
|                      | 2,400万円超2,450万円以下  |                                       | 29万円          |               |                 |
|                      | 2,450万円超2,500万円以下  |                                       | 15万円          |               |                 |
|                      | 2,500万円超   |                                       | 0円            |               |                 |

## ●税額控除の内訳●

### 【住宅借入金等特別税額控除】

前年分の所得税において平成25年から令和4年12月31日までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①～③のいずれか少ない金額

- ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額
- ②所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)
- ③平成26年4月1日～令和3年12月31日に入居の場合(消費税が8%又は10%の契約の場合)は、所得税の課税総所得金額等の額に100分の7を乗じて得た金額(13.65万円を超えるときは13.65万円)

※ただし、令和4年中の入居でも一定の条件を満たした場合、③の控除限度額と同じとなります。

※所得税額は、住宅借入金等特別控除適用前

|           |           |
|-----------|-----------|
| 市民税 3 / 5 | 県民税 2 / 5 |
|-----------|-----------|

### 【寄附金税額控除】

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額

- 1 都道府県及び市区町村に対する寄附金
- 2 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県及び市区町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県及び市区町村の条例で定めるもの

ただし、1のうち総務大臣から指定を受けた都道府県及び市区町村に対する寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)をさらに加算した金額

| 課税総所得金額から<br>人的控除差調整額を控除した金額    | 割 合        |
|---------------------------------|------------|
| 0円以上195万円以下                     | 84.895%    |
| 195万円超330万円以下                   | 79.790%    |
| 330万円超695万円以下                   | 69.580%    |
| 695万円超900万円以下                   | 66.517%    |
| 900万円超1,800万円以下                 | 56.307%    |
| 1,800万円超4,000万円以下               | 49.160%    |
| 4,000万円超                        | 44.055%    |
| 0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合) | 90%        |
| 0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)  | 地方税法に定める割合 |